



7月は切り替えの時期です!!

「後期高齢者医療被保険者証」が切り替わります

令和元年8月から被保険者証が切り替わります（有効期限が令和2年7月31日となります）。
 新しい被保険者証は、7月下旬までに、市役所から郵送または窓口等で交付します。
 被保険者証が届いたら、住所、氏名、一部負担金の割合を確認して、8月からは医療機関の窓口で新しい被保険者証を提示してください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」 ・「限度額適用認定証」も切り替わります

住民税非課税世帯等（低所得Ⅰ・Ⅱ）に該当される方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、区分（現役並み）Ⅰ・Ⅱに該当される方は、申請により「限度額適用認定証」が交付されます。
 医療機関等で入院・受診の際に窓口へ提示すると、月額自己負担額が限度額までの負担となります。ただし、「今までに認定証の申請を行ったことがある方で、世帯全員が申告済であり、令和元年8月以降も引き続き認定証の対象となる方」は、申請がなくても被保険者証と一緒に郵送します。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額認定証」の申請に必要なもの

- 対象者の被保険者証 ■対象者の印鑑 ■来所する方の身分証 ■来所する方の印鑑
- 対象者のマイナンバーが分かるもの（通知カード等）

※平成31年度住民税課税世帯の方については、減額認定証の認定要件に該当しません。
 ※世帯構成員に平成31年度所得未申告の方がいる場合は、今までに減額認定証または限度額認定証の申請を行ったことがある方でも郵送しません。申告が必要です。申告により対象となる場合は、窓口にて申請を行ってください。

●お問合せ 国民健康保険課 ☎893-4411 後期高齢者医療係 内線 152



「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「限度額適用認定証」の更新について

現在、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」の交付を受けている方は、7月31日までしか使用できません。8月1日以降も引き続き適用を受けるためには、再度更新の申請が必要です。

7月1日（月）から更新の申請を受け付けておりますので、8月末日までに更新をお願いします。

●お問合せ 国民健康保険課 ☎893-4411 給付係 内線 138

申請に必要なもの

- 対象者の被保険者証
- 対象者および世帯主のマイナンバーが分かるもの（通知カード等）
- 来所する方の身分証
- 来所する方の認印

7月31日(水)は 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 第1期の納期限です!

納付がお済みでない方は、お早目に納付していただきますようお願いいたします。納付のご相談等については、国民健康保険課までお気軽にお問合せください。

【主な相談内容】 ・納付書再発行 ・督促状、催告書の相談について ・納付相談 ・口座振替について

●お問合せ 国民健康保険課 ☎893-4411 ◆保険税係 内線 142～145 ◆後期高齢者医療係 内線 146

第1期 国保税・後期保険料は **7月31日** までに納めましょう。